



- 目次
- ①【お知らせ】 今月の法改正等の情報
 - ②【事故予防】 先月の回収事故から学ぶ
 - ③【案内】 基本を知る
 - ④【Q&A】 疑問をほぐす
 - ⑤【コラム】 ちょっと深く、考える
 - ⑥【シリーズ】 海外編

【今月の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

厚生労働省医薬・生活衛生局 から「類又は誘導体として指定されている 18 項目の香料に関するリストについて」(令和元年10月21日薬生食基発1021第1号& 薬生食監発1021第1号 食品基 準審査課長&食品監視安全課長)が公表されています。

このたび、「オイゲニルメチルエーテルの取扱いについて」(平成 31 年4月 23 日付け薬生食基発 0423 第1号・薬生食監発 0423 第1号)を踏まえオイゲニルメチルエーテルを18項目の香料の範囲から削除する等全般について見直しを行い、18項目の香料の範囲に該当することを確認した品目を別紙のとおり取りまとめましたので、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いいたします。別添として新旧対照表を添付しますので、業務の参考に御活用ください。なお、本通知は、令和元年 10 月 22 日から適用します。

前回の2013年7月25日の18類香料リスト通知の3004品目から、147品目プラスされ3151品目となりました。

厚生労働省添加物HPの資料から抜粋作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

【先月の回収事故の分析】 2019年11月

原材料名はアレルギーの代替表記やその拡大表記になるものとならないものがあります。細分化した原材料名に変更する場合は気をつけましょう。

事件	時期	回収内容
特定原材料「小麦」のアレルギー表示漏れ	2019. 11. 16	中身で使用している特定原材料を「薄力粉」と表記しており特定原材料「小麦」のアレルギー表示の記載がございません。

さつまいも(岡山県井原産 早雲蜜芋)を使ったマドレーヌです。マドレーヌは小麦粉や砂糖、バター、卵を混ぜて焼いた焼き菓子です。

※解説は Page 2-2 (会員) で記載しています。

平成24年(2012年)12月28日付け以降の新規指定の添加物について、時系列に記載しました。
 指定添加物が食品衛生法で許可されると同時に、食品表示基準の通知が改正されます。原通知は令和元年9月19日改正の17版が最新となっています。

No	指定日	物質名	簡略名	用途
1	24.12.28	3-アミノ-3-カルボキシプロピル		香料
2	同上	ジメチルスルホニウム塩化物		香料
3	同上	2-エチル-6-メチルピラジン		香料
4	同上	トリメチルアミン		香料
5	同上	trans-2-メチル-2-ブテナール		香料
6	同上	サッカリンカルシウム	サッカリンCa	甘味料
7	25.2.1	亜塩素酸水		殺菌料
8	25.3.12	アゾキシストロビン		防かび剤
9	25.5.15	乳酸カリウム	乳酸K	
10	同上	硫酸カリウム	硫酸K	
11	25.8.6	3-エチルピリジン		香料
12	同上	ピリメタニル		防かび剤
13	25.10.22	酸化カルシウム	酸化Ca	イーストフード等
14	25.12.4	酢酸カルシウム	酢酸Ca	強化剤
15	26.4.10	ヒマワリレシチン		
16	26.6.18	アドバンテーム		
17	同上	β -アポ-8'-カロテナール	カロチノイド等	着色料
18	同上	ポリビニルピロリドン		ろ過助剤
19	26.8.8	グルタミルバリルグリシン		調味料(アミノ酸)
20	26.11.17	アスパラギナーゼ		酵素

No	指定日	物質名	簡略名	用途
21	26.11.17	2,3-ジエチルピラジン		香料
22	27.2.20	カンタキサンチン		着色料
23	27.5.19	クエン酸三エチル	クエン酸エチル	乳化剤、香料
24	27.7.29	アンモニウムイソバレレート		香料
25	27.9.18	1-メチルナフタレン		香料
26	28.9.26	亜セレン酸ナトリウム	亜セレン酸Na	強化剤
27	28.10.6	オクタ酸		香料、製造用剤
28	同上	過酢酸		過酢酸製剤
29	同上	次亜臭素酸水		殺菌料
30	同上	1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸		過酢酸製剤
31	30.7.3	プロピコナゾール		防かび剤
32	1.6.6	アルゴン		
33	同上	イソブチルアミン		香料
34	同上	イソプロピルアミン		香料
35	同上	sec-ブチルアミン		香料
36	同上	プロピルアミン		香料
37	同上	ヘキシルアミン		香料
38	同上	ペンチルアミン		香料
39	同上	2-メチルブチルアミン		香料

※1 令和元年6月6日の最終改正により、指定添加物の登録品目数は463品目となっています。

コラム【Q&A】

【Q92】

今年の4月から、食品表示法に基づいた新表示になります。業務用加工食品の場合は4月1日販売分から完全適用されます。

ここで、旧法で表示された3月製造の業務用加工食品を4月以降も販売することはできないでしょうか？

一般用加工食品の場合は3月31日まで製造した製品を、輸入品は3月31日までに通関手続終了した製品を、ともに4月以降も旧表示で販売できます。

※ 解答と解説はPage 4-2（会員）で記載しています。

令和元年9月に「アーモンド」が特定原材料に準ずるものに追加されました。アーモンドの追加は特定原材料でなく、特定原材料に準ずるものとしての追加です。このため、アレルゲンとしてアーモンドの表示を行うのであれば、各食品関連事業者の判断で表示時期を決めていただくこととなります。(食品表示基準Q&A別添アレルゲンを含む食品に関する表示(I-9))



今後、当該商品はどの範囲のアレルゲンを表示してあるのか明確にする必要があります。

現行表示

- 記載なし
- 本品は特定原材料等を表示しています。
- 本品は特定原材料等27品目を表示しています。

見直し

- アレルゲン(28品目対象)
 - 本品は特定原材料等28品目を表示しています。
- 又は、
- アレルゲン一覧表で表示対象の品目を表示する。

※ 解説はPage 5-2 (会員) で記載しています。

インバウンド(訪日外国人旅行)の買い物の際に困らないように、日本国の食品表示の基本を伝えるために学ぶシリーズです。従って、初めて食品表示を学ぶ方にもきっと役立ちます。

百貨店やスーパーマーケット、コンビニエンスストア等、小売店で食品を購入する際に表示をチェックしてみましょう。前号ではコンビニエンスストア等でほしいものを見て購入する際に気を付けるべき注意点について学びました。今回は購入した商品について疑問や質問をしたいときにどこに連絡すればよいのか、ご説明したいと思います。

問合せは購入した販売店の店員さんや商品表示に枠で囲ってある一括表示内の製造者、加工者、販売者、輸入者に問合せする方法もありますが、購入した場所の管轄の保健所等の行政サービスの方に聞くこともできます。

外国の方(インバウンド)にも日本の食品表示を！

消費者庁：食品表示法の相談・被疑情報の受付窓口(各都道府県)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/contact/prefectures/

千葉県	☐ http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/hyouji/gaiyou.html	千葉県の品質事項の問合せ先は、左記URLでご確認ください。
	☐ http://www.pref.chiba.lg.jp/eishi/denshikan/hyouji.html	千葉県の衛生事項は、住所地を管轄する各健康福祉センター(保健所)へお問合せください。連絡先は左記URLでご確認をお願いします。
	☐ http://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/kenkoushokuhin.html	千葉県の保健事項の問合せ先は、左記URLでご確認ください。

食品表示に関する問い合わせ先

食品の表示に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

衛生事項(アレルギー、添加物、期限表示及び保存方法等)に係る表示について

- [最寄りの保健所](#)

健康福祉センター(保健所)一覧

健康福祉センター(保健所)の名称・所在地等

名称	所在地/電話番号	管轄市町村
----	----------	-------

•つづき

君津健康福祉センター (保健所)	木更津市新田3-4-34 電話：0438-22-3743	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
市原健康福祉センター (保健所)	市原市五井1309 電話：0436-21-6391	市原市
千葉市保健所 <small>外部 ※1</small>	千葉市美浜区幸町1-3-9 電話：043-238-9920	千葉市

•連絡先

課・室名	電話・ ファックス番号	担当業務内容
総務企画課	電話： 0438-22-3743 ファックス： 0438-25-4587	<ul style="list-style-type: none"> • 庶務・財産に関すること • 医療関係の許認可及び届出事務の受付に関すること • 医療従事者免許に関すること • 薬事関係・毒物劇物関係施設の許可、届出に関すること • 献血に関すること • 保健、医療に関する総合的な相談窓口 • 厚生統計及び保健衛生に関する情報の収集・提供 • 地域防災対策に関すること

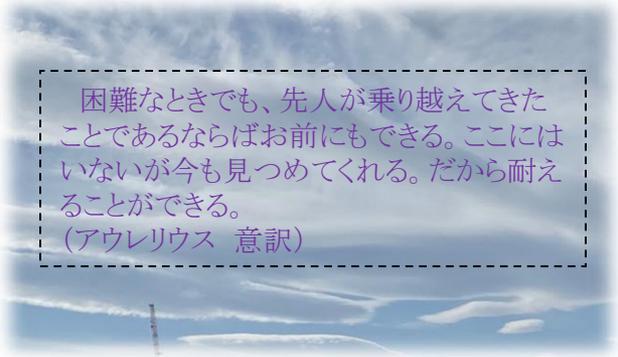
【インバンドは今回で終了です】

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2020年も新シリーズを取り入れて情報発信したいと思います。

月刊 こう食品法令 【2019年 12月号】



困難なときでも、先人が乗り越えてきたことであるならばお前にもできる。ここにはいないが今も見つめてくれる。だから耐えることができる。
(アウレリウス 意識)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。